

徳山市水洗便所改造資金貸付基金条例を廃止する条例制定について

徳山市水洗便所改造資金貸付基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成26年9月2日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

徳山市水洗便所改造資金貸付基金条例を廃止する条例

徳山市水洗便所改造資金貸付基金条例(昭和41年徳山市条例第41号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の徳山市水洗便所改造資金貸付基金条例の規定により資金の貸付けを受けている者については、なお従前の例による。